

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用及び使用の裁決手続の開始を決定した。

平成26年3月25日

佐賀県収用委員会会長 江崎匡慶

- 1 起業者の名称 国土交通大臣 太田 昭宏
- 2 事業の種類 一般国道203号山本地区歩道整備工事（佐賀県唐津市山本字高原地内から同市山本字小森地内まで）

3 裁決手続開始の決定事項

(1) 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

ア 収用の部分

土地の所在：唐津市山本字日出来

地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )		決定した土地の区域の地積(m <sup>2</sup> )
	公簿	現況	公簿	実測	
460番7	宅地	宅地	33.70	32.87	28.63(注)
462番2	宅地	宅地	31.14	31.99	29.54(注)

(注) 決定した土地の区域は、当該土地の一部であり、その区域は別図の（収用の部分）のとおりである。（別図は省略し、その図面を佐賀県収用委員会に備え置いて縦覧に供する。）

イ 使用の部分

土地の所在：唐津市山本字日出来

地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )		決定した土地の区域の地積(m <sup>2</sup> )
	公簿	現況	公簿	実測	
460番7	宅地	宅地	33.70	32.87	1.72(注)
462番2	宅地	宅地	31.14	31.99	1.70(注)

(注) 決定した土地の区域は、当該土地の一部であり、その区域は別図の（使用の部分）のとおりである。（別図は省略し、その図面を佐賀県収用委員会に備え置いて縦覧に供する。）

ウ 使用の方法及び期間

土地の所在：唐津市山本字日出来

地番	使用の方法	目的	使用の範囲 (㎡)	使用の期間
460 番 7	地表の一時 使用	地先境界プロ ック及びL型	1.72	明渡期限の翌 日から3箇月 間
462 番 2		擁壁の設置に 伴う床掘工事	1.70	

(2) 土地所有者の氏名及び住所

登記名義人 (亡)見潮 東

上記相続人 見潮 スエ子 唐津市山本 162 番地 57 ただし、居所 唐  
津市山本 460 番 7 又は唐津市山本 462 番 2

(3) 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
江里 妙子	唐津市山本 2270 番地 1	使用借権

4 裁決手続の開始を決定した年月日

平成 26 年 3 月 11 日